

石川県公報

令和3年9月10日（金曜日）

号 外

（第 59 号）

目 次

選挙管理委員会
○中能登町長選挙の当選の効力に関する審査申立てに関する裁決

1

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第52号

石川県鹿島郡中能登町能登部上ヲ部111-1 林真弥から提起された令和3年3月21日執行の中能登町長選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、令和3年9月3日、当委員会は次のとおり裁決したので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第215条の規定により告示する。

令和3年9月10日

石川県選挙管理委員会

裁 決 書

石川県鹿島郡中能登町能登部上ヲ部111-1
審査申立人 林 真弥

上記審査申立人（以下「申立人」とする。）から令和3年6月30日付けで提起された令和3年3月21日執行の中能登町長選挙（以下「本件町長選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立てについて、石川県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は次のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

第1 審査申立ての要旨

申立人は、本件町長選挙について、令和3年4月5日付けで中能登町選挙管理委員会（以下「町委員会」とする。）に対し、当選の効力に関する異議の申出を行ったところ、町委員会は同年6月1日、この異議の申出を棄却する旨の決定（以下「原決定」とする。）を行った。

申立人は、原決定を不服として、これを取り消し、本件町長選挙の当選人宮下為幸（以下「当選人」とする。）の当選が無効である旨の裁決を求めている。

その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

1 本件町長選挙の投開票2日前である令和3年3月19日夜に、本件町長選挙の期日前投票所で出口調査を行っていた地元新聞社の記者が申立人の選挙事務所を訪れ、出口調査の状況について言及した。その内容は、申立人が他の候補を圧倒しているというものであり、実際の選挙結果と大きく異なっている。各選挙においてマスコミ等が実施する出口調査の高い信ぴょう性と統計学上の理論とを併せて考えても今回の選挙結果は信じ難く、当然ながら受け入れられるものではない。当選人の票に、偽造された票が混入した疑いを否定することができない。

また、地元新聞社の記者の発言は、選挙事務所のスタッフの複数人が聞いており、別の新聞社の記者も、本件町長選挙の立候補者である尾田良一氏（以下「尾田氏」とする。）の選挙事務所ですべて同じ内容の事を発言していたことを確認している。

なお申立人は、上記主張に関連し、当委員会に対し、地元新聞社及び別の新聞社の記者を対象とする聞き取り調査の実施を求めている。

2 申立人届出の選挙立会人（以下「申立人立会人」とする。）および尾田氏届出の選挙立会人（以下「尾田氏立会人」

とする。)の証言によると、本件町長選挙での開票作業において、同日に行われた中能登町議会議員補欠選挙の開票では、当日投票所9箱と期日前投票所3箱の合計12箱の投票箱を1つのテーブルに開け、自動読取機を用いて開票を行った一方で、本件町長選挙の開票では、12箱の投票箱を、2つのテーブルに分け、一方のテーブルでは当日投票の投票箱9箱を、もう一方のテーブルでは期日前投票の投票箱3箱を、それぞれ町職員の手作業により開票した。また、町職員による投票用紙の内容確認後、選挙立会人に投票用紙が回付されたが、その順序は、まず当日投票分の投票用紙を回付し、その後、期日前投票分を回付するというものであった。

また、申立人陣営では、申立人立会人が、選挙立会人席に回付された票の数を、傍聴席(参観人席)に待機する関係者に合図で伝え、さらに当該関係者からLINEで連絡を受けた別の関係者が取りまとめる手法による独自の集計(以下「独自集計」とする。)を行っていた。この独自集計の記録によれば、先に当日投票分とみられる票が回付された分として、午後9時44分の時点で、申立人が2,400票、尾田氏及び当選人が1,200票となっており、その後約17分間回付が途絶え、期日前投票分とみられる票が回付された際は、ほとんど全てが当選人の票であり、申立人の票はほぼ0票に近かった。このような開票の手法は通常ではありえない。

この点については、本件町長選挙に第三者として立ち会ったある者(以下「第三者立会者」とする。)より、「最初の票が回付されたとき、申立人票が他の2人に比べてかなり多かったが、一定時間回付が止まり、次に回付された票の塊からは、大半が当選人票であり、申立人の票はほぼゼロであった」との証言を得ているほか、町委員会の決定書において、町委員会が、当選人届出の選挙立会人(以下「当選人立会人」とする。)に対して聴き取り調査を行った結果の概要が記載されており、それによると、当選人立会人より「開票途中における各候補者の得票数については、開票の当初は一時的に申立人の票が多かったが、徐々に当選人の票の回付が増えたという印象である」との発言があったことが確認できることも、この主張を裏付けている。

以上のとおり、各テーブルの投票箱の分け方や、当日投票分の投票用紙を先に、期日前投票分の投票用紙を後に回付したこと、開票中に空白の時間がどの程度生じたか等について、申立人立会人の証言等に基づく申立人の主張と町委員会の主張が相反しているが、申立人の主張が正しいものである。

なお、申立人は、上記主張に関連し、当委員会に対し、申立人立会人、尾田氏立会人及び当選人立会人を対象とする聴き取り調査の実施及び、申立人陣営による立会の元、印刷した投票用紙の枚数と投票済投票用紙の枚数、未使用投票用紙の残存枚数の確認を行うことを求めている。

第2 当委員会の判断

当委員会は、申立人の本件申立てを適法なものとして認め、これを受理し、町委員会からは弁明書及び本件町長選挙における事実を証する書類を徴し、また、申立人からは反論書を徴したほか、令和3年8月4日には口頭意見陳述を行い、慎重に審理を行った。

ところで、本申立は、本件町長選挙の当選人の当選の無効を主張するものであるが、当選の効力に関する争訟は、選挙が有効に行われたことを前提とするものであり、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第209条の規定によれば、当選の効力に関する審査申立においても、当該選挙について選挙の規定に違反することがあり、それが選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合は、当該選挙管理委員会は、その選挙の全部又は一部を無効とする旨の決定をしなければならない旨定められている。

このため、本件審理では、まず、申立人の主張が選挙の無効原因となり得るかを判断した上で、更に当選の効力について判断することとする。

1 選挙の効力について

およそ選挙が無効とされるのは、法第205条第1項の規定により、その選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ、その規定違反のために選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限られている。

「選挙の規定に違反する」とは、「主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續に関する明文の規定に違反すること、又は直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手續上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取締りないし罰則規定違反の行為のごときは、これに当たるものではない。それは、かかる違法行為も多かれ少なかれ選挙の結果に影響する場合が多いであろうが、公職選挙法はその違反者を処罰することによってこれら規定事項の遵守を期待しているのであって、その違法行為のために選挙を無効として再選挙を行うことを趣旨とするものではないと解されるからである。もっとも、かような違法行為でも、そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならないことも考えられないではない。」(最高裁判所昭和61年2月18日判決)とされている。

また、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実が生じたところと異なった結果の生ずる可能性のある場合をいうもの」(最高裁判所昭和29年9月24日判決)とされている。

当委員会は、こうした観点に立ち、申立人の主張が選挙の無効原因となり得るか否かについて、次のとおり判断する。

(1) 投票用紙等の管理について

当委員会が町委員会から提出を受けた関係資料及び町委員会への質問に対する回答によれば、投票用紙の作成、期間中の管理の状況は次のとおりであったことが認められる。

ア 本件町長選挙の投票用紙は、印刷業者1社に対し17,000枚を発注し、作成に当たっては町職員2名がその作成業務を常に監視していた。また印刷原版は、印刷終了後、即時町庁舎に持ち帰り、施錠される金庫内で保管したほか、テスト印刷分及び余剰印刷分の投票用紙も、町庁舎への持ち帰り後、即時裁断処分した。

イ 納品時には、全数が17,000枚であることを確認の上、庁舎内の施錠される金庫内に保管した。

ウ 選挙告示後、期日前投票所の運営にあたっては、期日前投票初日の朝、投票所開設前に、町委員会事務局から各投票所の職務代理者にまとまった数の投票用紙を直接交付し、翌日以降は、前日の残票を引き継ぐとともに、町委員会事務局より、翌日の投票者数を見込んだ追加分を送致した。

各投票所における未使用投票用紙については、各投票所において、期日前投票期間各日の投票所開設前及び閉鎖後に、送致された枚数、引き継いだ枚数及び投票者数等を基に、残数の確認を行い管理していた。投票箱に投函された投票用紙についても、各投票所において投票箱とともに管理していた。

投票箱については、箱本体部と投函口に各2箇所ずつ、計4箇所の施錠箇所があり、本体部は、期日前投票初日の最初の選挙人が投票所に訪れた際、投票を行う前に、当該選挙人、投票立会人及び投票管理者のもとで、投票箱内部が空虚であることが確認(以下「空虚確認」とする。)された後、大小の2種類の鍵で施錠し、開票まで開錠していない。また、投函口は、各日の投票所閉鎖後、蓋をした状態で大小の2種類の鍵で施錠し、翌日の投票所開設まで(最終日においては開票まで)開錠していない。

なお、本体部及び投函口のそれぞれにおける大小の2種類の鍵、計4種類の鍵は、それぞれ別の封筒に入れ、投票立会人及び投票管理者の3名により封印したほか、各投票所において鍵のかかる部屋に施錠し保管する等、票の混入を防ぐ体制をとっていた。また、期日前投票の最終日においては、投票管理者が、投票所閉鎖後直ちに、投票箱及び本体部と投函口の鍵が入った封印封筒を町委員会へ送致し、町委員会により、開票まで町施設内の施錠される金庫内に保管していた。

また、当日投票所の運営にあたっては、当日朝に、町委員会事務局より各投票所の投票管理者に当日の使用が見込まれる投票用紙を直接交付し、投票所閉鎖後は、投票管理者が投票立会人とともに、直接町委員会事務局に未使用投票用紙を送致し、その際に枚数の確認も行っていった。

なお、当日投票所においても、空虚確認及び投票箱の施錠について期日前投票所と同様の運用を行い、票の混入を防ぐ体制をとっていた。

エ 期日前投票所又は当日投票所に送致された投票用紙のうち、未使用投票用紙は、期日前投票の最終日及び当日投票の投票所閉鎖後に、各投票所から「投票用紙等使用枚数報告」の提出を受け、町委員会事務局において、当該報告の配付数と投票者数の差し引きが、実際に投票所より提出された未使用投票用紙の枚数と一致していることを確認していた。また、期日前投票所又は当日投票所に一度も送致しなかった未使用投票用紙についても、町委員会事務局において常に施錠される金庫内に保管していた。

以上のとおり、投票用紙の作成、期間中の管理は適切に行われており、票の混入等、不正行為があったことを窺わせるような特別の事情は存在しない。

(2) 開票事務について

当委員会が町委員会から提出を受けた弁明書及び関係資料、町委員会への質問に対する回答によれば、本件町長選挙における開票事務の概要は次のとおりであったことが認められる。

なお、本件町長選挙では、法第79条の規定により、開票の事務を選挙会の事務に併せて行うこととし、開票管理者又は開票立会人は、それぞれ選挙長又は選挙立会人(以下「立会人」とする。)をもってこれに充てたほか、開票に関する次第は、選挙録中に併せて記載されている。

ア 当日の開票作業は、中能登町社会福祉センター大ホールにおいて、令和3年3月21日(日)午後9時00分より開始し、同日の午後10時16分に終了した。

また、同日執行の中能登町議会議員補欠選挙の開票も、同会場で実施しており、当該開票所の配置については「令和3年3月21日執行 中能登町長選挙及び中能登町議会議員補欠選挙開票所配置図」に概ね沿うものであった。

イ 本件町長選挙の立会人は3名であり、本件町長選挙に立候補した候補者3名がそれぞれ推薦した立会人であった。なお、立会人の任務は、開票事務に係る公正な取扱いを担保するべく、開票事務前の投票箱及び鍵の点検、投票箱開披後の投票箱の点検、開票事務の監視、職員による審査点検を終えた票の効力決定のための確認、選挙録の内容点検及び署名である。

ウ 本件町長選挙で用いた投票箱12箱は、開票開始前に、本件町長選挙用に2脚用意した開票テーブルに6箱ずつ設置された。そのうち、会場出入口近くに設置したテーブルには当日投票所第1～第6投票所で用いた投票箱6箱を、会場の中央寄りに設置したテーブルには当日投票所第7～第9投票所及び期日前投票所3カ所でそれぞれ用いた投票箱6箱を設置した。

エ 3人の立会人は開票開始前に、選挙長とともに開票テーブルを回り、設置された開錠前の投票箱及び鍵の封印を確認している。また、立会人の眼前ではないが、すべての投票箱が開披され、投票箱の中が空虚であるところも確認した。

オ 投票箱が開披された後、開票係は、上記2脚の開票テーブルでそれぞれ同時に、投票用紙を混同し、投票用紙を「各候補者の有効票」「疑問票」「白票」に大別し、「各候補者の有効票」を隣接する審査点検係に回付した。なお、「疑問票」「白票」は疑問票処理係に回付し、別途有効・無効の確認が行われた。また、開票係は別の作業に移る前に一時的に従事した者を含めて33人が従事し、開票開始後、集中的に処理が行われた。

カ 審査点検係は、票が確かに各候補者の有効票であるかを審査点検した上で、票を候補者ごとにまとめ、隣接するそれぞれの計数機係へ回付した。また、計数機係は、各2台設置された計数機を用いて各候補者の有効票を100票ごと(100票に満たない場合は端数)の票束とし、異なる計数機にて、計数機ごとに2度枚数を確認した上で、隣接する整理係へ「候補者の別(または無効の内容)及び票数」の報告とともに回付した。

キ 各計数機係に隣接するそれぞれの整理係は、計数機係からの報告内容を「効力決定用紙」に記入し、票束の表紙とした上で、計算第1係へ回付した。この計算第1係において、2つの開票テーブルの票が集約されている。計算第1係の2名は、それぞれ票数を確認の上、あらかじめ候補者ごとに用意した計算表に票数を書き込み、重複や漏れが生じないように、効力決定用紙に通し番号を付番した上で、回付係に回付した。

計算第1係は、2名間でそれぞれが管理する計算表を常時突合しているほか、町委員会が午後10時に発表した中間報告(以下「中間報告」とする。)時及び開票終了時には、後述する計算第2係と計算表を突合し、全ての票の計算に間違いがない旨を確認した。

ク 回付係は、計算第1係より回付された票束を、立会人に回付した。回付された票束は、3人の立会人が順に内容を点検した後、選挙長によって効力判定が行われた。またその際、立会人及び選挙長はそれぞれ効力判定用紙に押印した。

本件町長選挙では、選挙会前に実施したくじの結果、申立人立会人、尾田氏立会人、当選人立会人、選挙長の順に票束を回付した。

また、回付係による立会人への票束の回付は、可能な限り全候補者同数で行い、票束の作成が難しい候補者が出た場合は、残りの候補者について同数の票束を回付し、さらに票束の作成が難しい候補者が出た場合は、その者を除いて票束を回付することとしている。この回付方法は、回付中の候補者間の票差を無くすことで、開票率が低い間での優勢・劣勢の判断をする余地をなくし、開票途中における無用な混乱を避けるために行っており、中能登町の他の選挙においても実施している。

本件町長選挙においては、開票当初は3候補の票束が順調に作成され、各候補者のまとまった票束、300票から500票程度を同時に回付したが、次第に尾田氏の票束が回付係に到達しづらくなったため、回付する票束は100票から200票程度と少なくした。またこのとき、回付係及び総括係は、尾田氏の票束の有無の確認に努め、未集計のものがあれば優先的に集計するよう、全体に調整を行っていた。また、この票束の確認や調整を行っていた間は、長く見て数分程度、一時的に立会人への回付を行わなかったが、申立人が主張する17分程度の回付停止という事実は無い。

「疑問票」等の有効無効の確認が終了していない票及び100票に満たない端数票を除き、尾田氏の票束が作成できないことを確認してからは、尾田氏以外の2名の候補者の同数回付に切り替えた。切り替え直後は、それまでに回付係に溜まった申立人及び当選人の票束をまとまった数回付したが、次第に申立人の票束が少なくな

り、上記と同様の票束確認、調整を経て、中間報告の直前の頃には、もっぱら当選人の票束のみを回付する状況となった。

なお、最初に回付を受ける申立人立会人には、前述のとおり、回付係より各候補者同数の票束が回付されるが、尾田氏立会人及び当選人立会人については、一つ前の立会人が確認を終えた票束が順次回付されることから、回付を受けた候補者ごとの票数に、一時的に差が生じることはあり得る。

ケ 選挙長による効力判定後、計算第2係において、前述の通し番号と票の数をパソコンの表計算ソフトの様式に入力し、効力判定を経た票数を集計した。なお、この様式は、計算第1係の2名が用いた計算表と同じものである。

また、中間報告時には効力決定を経た票数を、開票終了時にはすべての投票を計算第1係と突合し、回付中に重複や漏れが生じていないか等の確認を行っている。

コ 開票終了後、選挙の結果等を記載した選挙録を、選挙長及び立会人3名が確認し、署名、押印を受けた。その際にトラブル又は立会人からの質問等はなかった。

以上から、本件町長選挙におけるすべての投票は、適切に確認、点検等がなされていると認められ、町委員会から提出を受けた選挙録にも、選挙長及び立会人が、署名及び押印していることが認められる。

(3) 申立理由の1について

申立人は、自身及び選挙スタッフ等が聴き取ったとする、報道機関が実施したとする出口調査の状況と開票の結果が大きく異なることを理由に、当選人の票に偽造された票が混入した疑いがある旨主張している。しかしながら、報道機関が行う出口調査は、報道機関において、期日前投票所を含む投票所を任意に抽出し、投票にきた選挙人から一部を抽出した上で調査を行うといった、限定された標本に基づくサンプル調査に過ぎないことから、誤差の発生を避けることができない上、実際の投票を確認するものでもない。

このため、申立人が聴き取ったとする出口調査の状況と実際の開票結果が異なることについては、その調査自体の実在性や、調査の規模、調査手法の如何等について問うまでもなく、選挙手続の適法性を疑う合理的な証拠とはならず、申立人が主張する疑義は、一般的な可能性や憶測に基づくものに過ぎない。また上記(1)のとおり、投票用紙の作成・管理においても特段不審な点が見受けられないことから、申立人の当該主張をもって、選挙の規定に違反する行為があったと認めることはできない。

なお、申立人は、自らが聴き取ったとする出口調査の状況が、期日前投票において自身の得票数が多かったとする内容であったことから、開票において、当日投票分の投票用紙が先に、期日前投票分が後に立会人に回付されたところ、期日前投票分の回付で自身への投票がほぼ0票であった為、開票が不自然である旨を主張しているが、上記(2)及び後述する(4)アのとおり、当日投票分と期日前投票分の投票用紙は事前に混同された上で立会人に回付されていることが認められるから、この主張には理由が無い。

以上の理由から、申立人が当委員会に対し要望している、新聞記者を対象とした聞き取り調査は、実施する必要が無いと判断する。

(4) 申立理由の2について

ア 開票のための投票箱の設置及び立会人への投票用紙の回付手順について

申立人は、申立人立会人及び尾田氏立会人の証言に基づき、開票において、12箱の投票箱を2つのテーブルに分け、一方のテーブルでは当日投票の投票箱9箱を、もう一方のテーブルで期日前投票の投票箱3箱を開票し、また立会人への投票用紙の回付については、まず当日投票分の投票用紙が回付され、その後、期日前投票分が回付された旨を主張している。

しかしながら、町委員会から当委員会に提出のあった開票開始前の開票所の写真によれば、一部隠れている部分があるものの、少なくとも準備段階においては、会場出入口近くに設置したテーブルには当日投票所第1～第6投票所で用いた投票箱6箱を、会場の中央寄りに設置したテーブルには当日投票所第7～第9投票所及び期日前投票所3カ所でそれぞれ用いた投票箱6箱を設置予定であった事が窺える。

また、申立人の主張の根拠となっている申立人立会人の証言に関し、令和3年5月18日に、町委員会が同立会人に出頭を求め証言を求めた際、「各テーブルには半数の投票箱が設置されていた印象ではあった」と、本件町長選挙で用いられた計12箱の投票箱が、各テーブルに6個ずつ配置されたことを認めており、申立人主張との矛盾が生じている。また同立会人は、当日投票分が先に、期日前投票分が後に回付されたと考えた理由について、「直感的にそう判断した」としていることから、その証言内容は妥当性に乏しいと言わざるを得ない。このため当該証言に基づく、申立人の上記主張についても、事実であると認めることはできない。

イ 票の回付方法について

申立人は、独自集計の記録、申立人立会人、尾田氏立会人及び第三者立会者の証言、町決定書に記載された当選人立会人の発言を根拠に、午後9時44分の時点での開票状況が申立人2,400票、当選人1,200票、尾田氏1,200票であったが、その後の約17分間、票の回付が途絶え、その後回付された票のほとんど全てが当選人の票であったとし、このような開票が不自然である旨主張する。

しかしながら、下記の理由から、申立人の主張が事実であると認めることはできない。

- ① 当該独自集計について、何を根拠に票を計数していたか明らかにされておらず、加えて、その作成方法についても、申立人立会人が、立会人として行うべき職務の合間に、傍聴席(参観人席)に待機する関係者に対し合図を送り作成されたというものであり、当該関係者が合図を正しく理解したか確認もできないことから、その集計した数値が信頼性に足るものであるとは言えない。
- ② 申立人の主張は、町委員会が当選人立会人に対し実施した聴き取り調査において、当選人立会人より「開票途中における各候補者の得票数については、開票の当初は一時的に申出人の票が多かった」旨の発言があった事を根拠の一つとしているが、町委員会によると、当該聴き取り調査の際、当選人立会人は「最初は均等に票が回付され、その後、当選人の票が上がった」との見解も示していることから、当該発言のみをもって、実際の開票状況が申立人の主張どおりであったとすることはできない。
- ③ 第三者立会者については、そもそも当該者が、どういった立場で、どこから開票状況を確認したか等について明らかでない中で、開票につき見解を述べているに過ぎず、具体的内容についても、「最初の票が回付されたとき、申立人票が他の2人に比べてかなり多かった」との主張は、独自集計中で示されている「1,200票程度まで、各候補者が同数の票を得ている」部分と整合しない部分もみられることから、当該者の証言は、申立人の主張を裏付けるものと認めることはできない。

また、町委員会が実施したとする、可能な限り各候補者同数での票束回付を行ったことについては、回付中の候補者間の票差を無くすことで、開票率が低い間での優勢・劣勢の判断をする余地をなくし、開票途中における無用な混乱を避けるために行われたものであり、他市町の開票においても行われている回付形式である。

以上ア、イのとおり、申立人の主張内容を根拠に、町委員会の選挙執行が選挙の規定に違反して行われたとする特別な事情は見受けられない。

なお、申立人が当委員会に対し要望している、申立人立会人、尾田氏立会人及び当選人立会人を対象とする聴き取り調査の実施及び、申立人陣営による立会の下、印刷した投票用紙の枚数と投票済投票用紙の枚数、未使用投票用紙の残存枚数の確認については、上記(1)、(2)のとおり、町委員会による投票用紙の作成、管理や開票所の運営等に瑕疵が見られず、偽造された票の混入等、不正行為を疑う特段の事情もないことから、実施する必要が無いと判断する。

(5) 結び

以上のとおり、町委員会による本件町長選挙の執行については、特段、法令違反等があった旨の事情を見出すことはできず、申立人の主張は、自身又はその支援者等が得た開票に関する主観的印象と、実際の開票状況の差異について述べているに過ぎないことから、当該主張をもって本件町長選挙が選挙の規定に違反して行われた旨を認めることはできず、選挙の無効原因に該当しない。

2 当選の効力について

当委員会は、前述のとおり、申立人の主張が選挙の無効原因に該当しない旨判断したことから、選挙が有効に行われたことを前提として、当選の効力について判断する。

およそ当選の効力に関する争訟においては、「当選無効は当該選挙が有効に行われたことを当然の前提とするものであるところ、その原因となり得べき違法事由には、当該当選人決定についての違法即ち、当選人を決定した機関の構成や決定手続の違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるものと解するのが相当である。」(名古屋高等裁判所平成4年12月17日判決)とされている。

よって、当選の効力に関する争訟における当選無効原因としての違法事由は、当選人決定についての違法事由のみに限られていると解されているところであるが、申立人の主張は、既に述べた当選争訟における当選の無効原因のいずれにも該当しない。

従って、申立人の主張には理由がない。

第3 結論

以上のことから、本件町長選挙に係る当選の効力に関する申立人の主張には理由がなく、また、選挙の無効原因に

も該当しないことから、申立人の異議の申出を棄却した町委員会の決定に誤りはない。

よって、当委員会は主文のとおり決定する。

令和3年9月3日

石川県選挙管理委員会
委員長 坂 井 美 紀 夫

